



2025年6月27日

各位

会社名 特殊電極株式会社
代表者名 代表取締役社長 西川 誉
(コード: 3437 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 管理本部長 片岡 達哉
(TEL. 078-941-9421)

取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 1,143株
(3) 割当予定先	当社の取締役(※) 6名 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(4) その他	本自己株式処分については、割当予定先である取締役が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券届出書及び有価証券通知書は提出していません。(※) ※ 本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2025年6月26日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（2,355円）に上記の処分する株式数を乗じた金額（2,691,765円）を基礎として算出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、同日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2025年6月27日開催の第78回定時株主総会において、本制度に基づき、（i）対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せず無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下、「無償交付方式」といいます。）、又は②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受けること（以下、「現物出資方式」といいます。）、（ii）無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通

株式の総数は、あわせて年7,500株以内とすること（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）、（iii）無償交付方式又は現物出資方式により譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、あわせて年額36,000千円以内とすること（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額としない範囲において取締役会において決定する金額とします。）、及び、（iv）譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、対象取締役6名に対し、取締役としての職務執行の対価として、無償発行方式により、当社の普通株式合計1,143株（以下、「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2025年7月25日（割当日）から当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日の間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2025年7月25日（割当日）から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位（以下、総称して「本地位」という。）にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2025年7月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

以 上